

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	水産資源保護法	法令の番号	昭和26年12月17日 法律第313号	
不利益処分の種類	さく河魚類の通路の保護管理命令	根拠条項	第22条第2項	
処分基準	さく河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の所有者又は占有者が、さく河魚類のさく上を妨げないように管理することを怠ったとき。			
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 水産課	交付機関 水産課